（陳列又は広告の表示方法）

第八条　法第三十一条第三項の陳列又は広告は、公衆の見やすいように表示する方法により行うものとする。

（表示事項）

第九条　法第三十一条第三項の環境省令、農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

第十条　（略）

別記様式（第10条関係）

（裏）

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6)　略

(7)　第33条第1項（同条第2項及び第33条の5において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第33条の14第1項若しくは第2項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第1項若しくは第33条の14第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

(8)～(12)　略

（削る）

（削る）

（新規）

（新規）

第五条　（略）

別記様式（第5条関係）

（裏）

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(6)　略

(7)　第33条第1項（同条第2項及び第33条の5において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(8)・(9)　略

(10)　第41条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(11)　略

附　則

（施行期日）

1　この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式による証明書は、この省令による改正後の別記様式によるものとみなす。

○経済産業省・環境省令第一号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

環境大臣　中川　雅治

特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成七年総理府・通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。